

福岡市動植物園における券売機及びキャッシュレス決済導入にかかる業務仕様書

この仕様書は、福岡市動植物園における券売機及びキャッシュレス決済導入にかかる業務について、必要な事項を定めるものである。

1. 業務概要

福岡市動植物園の入口3か所における有料公園施設使用料（以下「入園料」という。）の受領及び入園券の発券について、現金及びクレジットカード、QRコード決済及び電子マネーによる決済（以下、「キャッシュレス決済」という。）が可能となる券売機（以下「キャッシュレス決済対応券売機」という。）の賃貸借及びその導入等、並びにキャッシュレス決済による入園料の徴収及び代理納付を行うもの。

2. 業務内容

- (1) キャッシュレス決済対応券売機賃貸借
- (2) キャッシュレス決済対応券売機導入業務委託
- (3) キャッシュレス決済指定納付受託業務

※指定納付受託業務契約は、券売機賃貸借契約の受託事業者又は受託事業者が指名する事業者ごとに契約の交渉を行うものとする。ただし、その契約を保証するものではない。

3. 契約期間

- (1) キャッシュレス決済対応券売機賃貸借

令和8年3月16日から令和13年3月15日まで（60ヶ月）

※本契約は地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約にかかる歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本市は、本契約を変更し又は解除することができるものとする。

- (2) キャッシュレス決済対応券売機導入業務委託

契約締結日から令和8年3月31日まで

※運用開始日の令和8年3月16日までに、機器の搬入・設置・初期設定及び操作研修を完了すること。

- (3) キャッシュレス決済指定納付受託業務

令和8年3月16日から令和8年3月31日まで

4. 履行場所

- (1) 名称 福岡市動物園

- 住所 福岡市中央区南公園 1 - 1
- (2) 名称 福岡市植物園
- 住所 福岡市中央区小笹 5 - 1 - 1

5. 契約予定金額

- (1) キャッシュレス決済対応券売機賃貸借
- 令和 7 年度 272,857 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- 令和 8 ～ 11 年度 各年度 6,343,920 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- 令和 12 年度 6,071,063 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- 合計 31,719,600 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (2) キャッシュレス決済対応券売機導入業務委託
- 導入業務委託料：2,024,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (3) キャッシュレス決済指定納付受託業務
- ① 月額利用料等（決済手数料は含まない。初期費用含む）
- 339,900 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- ② 決済手数料率：3.28%（消費税及び地方消費税は含まない。）以内
- ※決済手数料率とは、各決済ブランドの決済手数料率の平均とする。
- ※(1)～(3)について、令和 7 年度は予算の範囲内での執行とする。また、翌年度以降の予算において、この契約に係る予算の減額または削減があったときは、この契約を解除することがある。
- ※価格及び決済手数料率が上記の金額または決済手数料率を超えた場合は、失格とする。

6. 券売機の設置場所及び設置数

福岡市動物園及び福岡市植物園の入園券販売所。（資料 4 のとおり）

(1) 設置場所及び券売機の種類と設置数

販売所の 名 称	券売機の種類及び設置数			
	前面扉式		背面扉式	
	高額紙幣対応	低額紙幣対応	高額紙幣対応	低額紙幣対応
動物園正門	1	2		
動物園西門				1
植物園入口			1	1
合 計	1	2	1	2

(2) 現行の設置状況

販売所の 名 称	券売機の種類及び設置数			
	前面扉式		背面扉式	
	高額紙幣対応	低額紙幣対応	高額紙幣対応	低額紙幣対応
動物園正門		3		
動物園西門				1
植物園入口			1	2
合 計		3	1	3

(3) インターネット接続環境について

インターネット接続環境については、本市が設置予定場所に接続が可能な LAN 環境を用意する。

7. キャッシュレス決済対応券売機賃貸借の業務内容

キャッシュレス決済対応券売機の賃貸借及び保守・運用サポートを行うものとし、原則として、運用開始から最低5年間は機種の変更を行うことなく、安定的な稼働を保証すること。

(1) 契約金額の決定方法

各年度の契約金額は、各年度の提案価格の合計を次の率で按分することで決定し、その年度ごとの金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額は、すべて初年度の金額に合算する。

令和7年度 60分の1に31分の16を乗じた金額

令和8年度 60分の12

令和9年度 60分の12

令和10年度 60分の12

令和11年度 60分の12

令和12年度 60分の11の金額に、60分の1に31分の15を乗じた金額を加えた金額

※本契約は地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約にかかる歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本市は、本契約を変更し又は解除することができるものとする。

(2) 自動券売機の機能要件

ア 共通事項

① 本市が想定する機能要件は、本仕様書のとおりとするが、同等の機能を有するも

のであれば、本仕様書のとおりでなくても構わない。なお、いずれの場合にも具体的な機器構成と機能については、本仕様書を参考にして、購入者の使いやすさと窓口の効率的な運営及び職員の事務負担軽減を重視したものとなるように、企画提案書により提案すること。

- ② 券売機を接続するケーブル等、キャッシュレス決済を運用するにあたり必要な部品も含むこと。
- ③ 自動券売機は、タッチパネル方式であること。また、タッチパネル画面において、レイアウト・遷移に自由度があること。
- ④ 入園券には、画像やセンサーマークを事前に施した印刷済サーマルロール紙を使用できること。
ロール紙のサイズは、幅 57.5mm×巻長 300m×内径 40mm（35mm）とし、券売機は、ロール紙を 2 ロール装填でき、1 ロールが紙切れの際は、オートチェンジ機能により機械を止めずにロール紙の切り替えができること。
- ⑤ 入園券の発券に当たっては、券種、日付、時間、価格、連続番号、号機、発行者が印刷でき、その他任意に設定可能なこと。また、複数枚発行できること。
- ⑥ チケットロール紙切れの場合、エラー音などで係員に知らせる機能を有すること。
- ⑦ 現金・クレジットカード・電子マネー・QRコードによる決済等に対応可能であること。
 - (ア) クレジットカード
VISA、MasterCard、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners Club
 - (イ) 電子マネー
全国相互利用サービスを行っている交通系 IC カード（「PiTaPa」を除く）、
楽天 Edy、WAON
 - (ウ) QRコード決済
PayPay、楽天 Pay、d 払い、au ペイ、メルペイ
- ⑧ 汚濁硬貨・破損紙幣等の機械が認識できない硬貨・紙幣を受入れない、リバース機能を備えていること。また、認識できない硬貨が複数枚投入された場合でも排出される機能を備えていること。
- ⑨ 釣銭放出時には、利用者による取り忘れを防止するための警告音を鳴動させること。
- ⑩ 釣銭切れ等の継続販売可能な障害の発生時について
 - ・本体等に警告音が鳴り、警告内容を表示すること。
 - ・購入者側ディスプレイには障害の内容が分かりやすく表示されること。
- ⑪ 5 カ国語（日本語、英語、中国語（簡体、繁体）韓国語）以上の多言語対応可能なこと。また、登録言語と同数の音声ガイダンスの対応が可能なこと。
- ⑫ 購入者が、求める入園券の内容（種類・枚数）と金額（預り金・支払金・釣銭）

が接客画面上で確認できること。

- ⑬ 券種については 20 券種以上の販売が可能なこと。
- ⑭ 機械トラブル等の継続販売不可能な障害の発生時について
 - ・自動券売機端末本体に警告音が鳴り、警告内容の表示やランプ等が点灯すること。
 - ・購入者側のディスプレイに「販売中止」等の表示がされること。
 - ・端末本体の前面もしくは背面管理側に、障害内容が表示されること。
- ⑮ 当日中の取引明細を全件記憶できること。
- ⑯ 本契約満了後は、導入機器を受託者に返還するものとし、受託者は機器の撤去を行うこと。
- ⑰ 必要に応じて、本市・受託者協議の上、再リース契約も可能とすること。

イ 自動券売機（前面扉式、高額紙幣対応） 1 台（動物園正門 1 台）

- ① 自動券売機の前面からメンテナンスが行える機種であること。また、券売機の寸法は、W650mm×D300mm×H1600mm（突起物除く）程度であること。
- ② 自動券売機で利用できる金種は、下記のとおりとする。
紙幣は 10,000 円、5,000 円、2,000 円、1,000 円の 4 金種（新・旧）の紙幣及び、500 円（新・旧）、100 円、50 円、10 円の 4 金種の硬貨が使用できること。
- ③ 投入された千円、五千円紙幣を還流できること。
- ④ 10,000 円札投入時、取消ボタン使用の場合は 10,000 円札を返却できること。

ウ 自動券売機（背面扉式、高額紙幣対応） 1 台（植物園正門 1 台）

- ① 自動券売機背面からメンテナンスが行える機種であること。また、壁面はめ込み設置とし、現行の壁面開口部に合わせて設置を行うこと。券売機の寸法は、W500mm×D350mm×H1500mm（突起物除く）程度とする。
- ② 自動券売機で利用できる金種は、下記のとおりとする。
紙幣は 10,000 円、5,000 円、2,000 円、1,000 円の 4 金種（新・旧）の紙幣及び、500 円（新・旧）、100 円、50 円、10 円の 4 金種の硬貨が使用できること。
- ③ 投入された 1,000 円、5,000 円紙幣を還流できること。
- ④ 10,000 円札投入時、取消ボタン使用の場合は 10,000 円札を返却できること。

エ 自動券売機（前面扉式、低額紙幣対応） 2 台（動物園正門 2 台）

- ① 自動券売機の前面からメンテナンスが行える機種であること。また、券売機の寸法は、W650mm×D300mm×H1600mm（突起物除く）程度であること。
- ② 自動券売機で利用できる金種は、下記のとおりとする。
紙幣は 1,000 円の 1 金種（新・旧）。また、500 円（新・旧）、100 円、50 円、10 円の 4 金種の硬貨が使用できること。

- ③ 1,000 円札投入時、取消ボタン使用の場合は1,000 円札を返却できること。

オ 自動券売機（背面扉式、低額紙幣対応） 2 台（動物園西門 1 台、植物園正門 1 台）

- ① 自動券売機背面からメンテナンスが行える機種であること。また、壁面はめ込み設置とし、現行の壁面開口部に合わせて設置を行うこと。券売機の寸法は、W500mm×D350mm×H1500mm（突起物除く）程度とする。
- ② 自動券売機で利用できる金種は、下記のとおりとする。
紙幣は1,000 円の1 金種（新・旧）。また、500 円（新・旧）、100 円、50 円、10 円の4 金種の硬貨が使用できること。
- ③ 1,000 円札投入時、取消ボタン使用の場合は1,000 円札を返却できること。

(3) 保守・運用サポート

- ① 障害発生時には電話対応もしくは保守員を派遣し復旧に務めること。障害発生時の保守員派遣、部品交換は無償とする。
- ② 障害発生時の受付・対応時間は9:00～17:30（元日を除く 364 日）とする。
- ③ 緊急時に迅速な対応が受けられるよう、保守受付専用の電話番号を有すること。
機器故障時及びトラブル発生時の連絡先、対応フロー、標準的な復旧時間等をあらかじめ提示し、機器故障時及びトラブル発生時には迅速に対応すること。
新規施設等へキャッシュレス決済機器の追加設置ができること。その際に、本市の費用及び作業の負担をできるだけ低減すること。
- ④ システムのハードウェア障害発生時に復旧に時間を要する時には、代替機貸し出しができること。
- ⑤ 保守は必要に応じてリモート保守にて対応できるものとする。
- ⑥ ソフトウェアについては、アプリケーションのアップデートが対応可能であること。
- ⑦ 機器導入2 年目以降、年1 回の点検を行うこと。

(4) その他

- ① 本仕様に記載以外の端末を導入する場合は、施設担当者に事前に承諾を得て応札すること。また、仕様は記載しているスペック以上のものであること。

8. キャッシュレス決済対応券売機導入業務委託の内容

上記「7」で賃貸借を行う機器の搬入・設置・初期設定及び職員への操作研修を行うとともに、キャッシュレス決済を実施するために必要な、アクワイアラへの申請等の業務を行うこと。

(1) 共通事項

- ① 機器の搬入・設置・初期設定及び職員への操作研修のスケジュールについて、企画提案書により提案すること。契約後は、本市と協議し、速やかにスケジュールを作

成の上、本市の了解を得ること。

(2) 機器の搬入・設置・初期設定について

- ① 自動券売機の設置場所に関しては、本市と設置方法等協議の上、設置を施すこと。
設置工事には既設券売機の撤去作業も同時に行うこと。
- ② 納入時に発生する梱包材等の廃棄物は、受託者が回収及び処分を行うこと。
- ③ 機器は新品未使用品であること。
- ④ 本市が指定する場所に搬入し、券種の登録等を行い営業可能な状態で本市へ引き渡すこと。
- ⑤ 機器の設置に際しては、本市の業務等に支障の無いよう十分に注意し、また、設置場所の施設に損害を与えないよう十分な注意を払うこと。設置場所の施設に損害を与えた場合は、受託者の責任において原状回復すること。
- ⑥ 機器設置の際は、転倒・盗難防止策等を施すこと。
- ⑦ 機器の設置作業及び必要な配線作業については本市及び受託者双方の協議に基づき受託者が実施し、モール等により床面に固定する作業も行うこと。
- ⑧ 機器については、機器の搬入・設定・初期設定終了後、テストロール紙を使用した動作確認を十分行った上で、本市へ引き渡すこと。
- ⑨ その他搬入・設定・初期設定に関する詳細な日程、場所及び内容については協議の上で決定する。
- ⑩ 機器の運用開始にあたり、窓口における業務に支障が生じないように、導入サポートを行うこと。
- ⑪ 「7. キャッシュレス決済対応券売機賃貸借の業務内容」の「(2) 自動券売機の機能要件」に記載の機器の各種設定を含めたセットアップ及び関連する機器との接続並びに動作確認を行うこと。
- ⑫ サポートデスクの連絡先はシール等により納入機器に貼り付けた状態で納品すること。
- ⑬ 設置場所ごとに、導入したキャッシュレスサービスによる納付が可能であることを利用者に案内するための掲示物（アクセプタンスマーク）を提供すること。

(3) 操作研修

- ① 運用開始までに、職員に対し機器等の操作研修を本市が指定する場所で行うこと。実施方法の詳細については、企画提案書により提案すること。また、実機による操作説明が必要な場合は設置時に実施すること。
操作説明会は複数回実施すること。
- ② 操作研修で用いる資料は、操作マニュアルを作成の上、紙媒体と電子媒体で本市に提供すること。

(4) キャッシュレス決済

キャッシュレス決済の実施に必要となるアクワイアラへの申請等の手続きを代行

すること。

(5) 経費負担

本委託における経費の負担については、以下のとおりとする。

① 本市負担

- ア．インターネット回線及び終端装置とルーターの導入経費
- イ．電源の導入経費
- ウ．テスト用ロール紙

② 受託者負担

- ア．自動券売機の設置作業に係る経費
- イ．ルーターからキャッシュレス決済端末までのインターネット回線の配線作業に係る経費
- ウ．上記以外の環境構築に必要となる機器やOS、ソフトウェア等に係る経費
- エ．その他、本市負担に記載の無い経費

9. キャッシュレス決済指定納付受託業務の業務内容

(1) 指定納付受託者

キャッシュレス決済対応券売機賃貸借の受託者又は受託者が指名する事業者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に定める指定納付受託者に指定するため、別途契約の交渉等を行うものとする。ただし、その契約を保証するものではない。

(2) 指定納付受託事務の対象となる収入

入園料

- ① 一般 600 円
- ② 高校生 300 円

条例等の改正等により入園料が変更となった場合にはその都度対応すること。

(3) 指定納付受託の方法

① 納付方法は、指定納付受託者が納入義務者等に代わり立替払をする「立替払方式」であること。

② 指定納付受託者は、キャッシュレス決済による入園料の立替金（以下、「立替金」という。）については、月毎に末日を締め日として集計し、翌月末日（当該日が営業日に当たらない場合は、末日の直前の営業日とする。）までに、本市があらかじめ指定する方法により支払うこと。

なお、全ての決済種別について、月1回の納付サイクルで、末日を締め日とし翌月一括して本市の指定する方法で納付するなど、本市の納付に係る事務作業負担が小さくなることが望ましい。

立替金は、クレジットカードの分割払い、リボルビング払いといった、利用者が選

択する支払方法の種類を問わず一括での納付とすること。

- ③ キャッシュレス決済による立替金を入金する際の振込手数料は指定納付受託者の負担とする。
- ④ 共同提案による場合、入園料の納付方法について示すこと。(代表事業者が一元的に取りまとめて納付することが望ましい。)
- ⑤ 各月毎のキャッシュレス決済による立替金の内訳明細及び取扱手数料の明細を入金予定日の5営業日前までに本市まで送付すること。又は、入金予定日の5営業日前までにWEB上で確認できること。
- ⑥ 各決済ブランドの利用については、必要な登録手続きを代行すること。
- ⑦ 上記②に定める立替払は、本市が利用者に対して有する債権を指定納付受託者が買い取るものではない。
- ⑧ 指定納付受託者は、上記②に定める納付について、正当な理由がなく遅延があったときは、当該遅延日数に応じて、振り込みを行うべき金額に契約書に定める割合を乗じた金額を、指定する期日までに納付すること。
- ⑨ 受託者は、指定納付受託に係る業務の処理を他に委託してはならない。
- ⑩ 受託者は、端末の操作及びクレジットカード等納付申出の承認事務等、代理納付業務の対象となる収入に関わる事務の一部を第三者に委託できることとする。

(4) 利用可能な決済方法及び対応ブランド

決済方法ごとに、次に掲げるブランドには対応すること。なお、取扱い可能なブランドが付された受託者以外が発行したクレジットカード等の取扱も可能とすること。

①クレジットカード

- ア. VISA
- イ. MasterCard
- ウ. JCB
- エ. アメリカン・エクスプレス
- オ. Diners Club

②電子マネー

- ア. 全国相互利用サービスを行っている以下の交通系ICカード全て
「Kitaca」、「Suica」、「PASMO」、「TOICA」、「manaca」、「ICOCA」、「SUGOCA」、「nimoca」、
「はやかけん」

- イ. 楽天 Edy
- ウ. WAON

③QRコード決済

- ア. PayPay
- イ. d払い
- ウ. 楽天ペイ

エ. au ペイ

オ. メルペイ

※ 上記ブランドは、提案時点で対応していない場合でも、運用を開始する令和 8 年 3 月 16 日時点までにシステム改修等を行い利用可能になれば問題ないものとする。

※ 取扱い可能なブランドについては、本市受託者双方の協議により変更できるものとする。

※ 決済ブランドの追加等については随時提案するものとする。

(5) キャッシュレス決済手数料

- ① 指定納付受託者は、立替金とキャッシュレス決済手数料を相殺して納付すること。
- ② 決済手数料の額は、各月の売上金額に契約で定める手数料率を乗じた金額とし 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。(消費税及び地方消費税は含まない)
- ③ 消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税及び地方消費税相当額は変動後の税率により計算する。
- ④ キャッシュレス決済手数料の事務処理については、職員の事務負担軽減を重視したものとし、企画提案書により提案すること。
- ⑤ 社会情勢・国の政策等により手数料率に大幅な変更が生じた場合は、手数料率の変更について本市受託者双方で協議すること。

10. 情報セキュリティ対策について

利用者の個人情報や取引情報等、及び市の加盟店情報等が安全に管理されるとともに、安定して稼働するシステムにより提供されるキャッシュレス決済サービスであること。

11. その他

本仕様書に定めのない事項並びに疑義の生じた事項については、本市と受注者で協議の上決定する。